

2018年3月30日

生活困窮者自立支援法等改正法案
(仮称)子ども生活底上げ法案 趣旨説明

立憲民主党 池田真紀

ただいま議題となりました「生活保護法等の一部を改正する法律案」、いわゆる子どもの生活底上げ法案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

私は下の子が生まれる前に貧困状態となり、シングルマザーになりました。パートのかけもち、トリプルワークでも生活は厳しく、一時、生活保護を受給しました。命の恩人である弁護士に出会い、この制度につながり、私も子どもたちも命が救われました。法の解釈と運用によっては人の命が奪われる危険性のある生活保護制度が、正しく運用されることで命が救われる、まさに憲法第25条の実現でした。私は、そのために福祉事務所の生活保護行政を正したい、その思いで福祉事務所ケースワーカーになり、子どもの貧困対策や権利擁護を行うフリーソーシャルワーカーとしても活動してきました。福祉の実態がまだまだ理解されていない、当事者の声や現場の声が、政治にまだまだ届いていない、そのことから政治をめざし、国会議員になりました。

そんな私からすれば、今回の政府の生活保護切り下げは、貧困家庭やその子どもをますます苦しめるもので、強い怒りを感じざるを得ません。

貧困家庭の子どもたちの生活を底上げする法案こそが今必要であると考え、私たちは子どもの生活底上げ法を提出しました。

それでは、本法律案の提案理由について御説明いたします。

我が国の子どもの貧困率はOECD諸国の中でも高い水準にあります。特に、ひとり親家庭については、親の八割以上が働いているにもかかわらず、貧困率は50.8%に達するという特異な状況です。

また、今年2月には、子どもの貧困対策センター「公益財団法人あすのぼ」の調査によれば、低所得の子育て家庭の約7割が経済的な理由で塾や習い事を諦めており、また、子どものアルバイト代を生活費や学費に充てている家庭が少なくないという厳しい生活実態が明らかになっています。

こうした状況の中、今般、政府は、生活保護基準を見直し、生活扶助費を最大5%、平

均で1.8%削減することを決定しました。これにより、生活保護を受けている子育て家庭のうち、4割以上で生活扶助が減額されることになります。まさに、子どもの貧困対策に逆行するものです。

例えば「児童養育加算は高校生まで拡大します！」と言いながら、0歳から3歳までは5,000円引き下げる。学習支援費は小学生が48%も引き下げられました。

乳児や小学生という自ら声をあげることのできない小さな子どもたちを狙い撃ちにして、言っていることとやっていることがこんなにも違う、子どもだましで、国民だましで、とても不誠実であります。

最後のセーフティネットであるはずの生活保護は今や、底支えのできない「底抜け法」となってしまう。

また、今回の見直しでは学習支援費がなんと実費払いとなります。これは戦後例にない大変な問題です。

「領収証をください」と子どもに言わせることが、どれだけ酷なことか、どれだけ心理的に影響するか。私が母ならば考えるだけで苦しくてたまりません。また、現場のケースワーカー、専門職としてのソーシャルワーカーとしても、学習支援費の実費払いの運用やジェネリックの原則化などは「子どもへのいじめ」「子どもへの心理的虐待」そのものであり、クラブ活動をやめる、不登校になる子どもさえ出かねません。

まさに「子どもの心理的虐待法」、「子どもの不登校推進法」です。子どもたちが自死に追い込まれることがないか、とても心配でなりません。

貧困の責任は子どもたちにはありません。今こそ、貧困の連鎖を断ち切るべき時ではないでしょうか。

貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちが、夢と希望を持って、自らの将来を切り拓いて進むことができる社会を実現するためには、大学等に進学しやすくする支援を含め、子育て家庭の生活を底上げすることが必要不可欠と考え、ここに本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

第一に、この法律の公布後一年以内に、生活保護基準の改定方法等の在り方を見直し、必要な措置を講ずることとし、この措置が講ぜられるまでの間、現行の基準に比して要保護者に不利な内容の基準を定めてはならないこととしております。

第二に、生活保護における世帯単位の原則の運用に当たっては、要保護者の世帯に属する子どもが世帯を単位とする保護を受けつつ大学等に通うことができるよう配慮しなけれ

ばならないこととしております。いわゆる世帯分離をしないということです。

第三に、児童扶養手当の支給要件に係る児童、障害基礎年金の加算対象に係る子及び遺族基礎年金の支給対象・加算対象に係る子を、二十歳未満の者に拡大することとしております。

第四に、児童扶養手当の月額を、一万円増額することとしております。

第五に、児童扶養手当の支払期月について、年三回から、毎月に変更することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

貧困家庭や貧困な子どもを苦しめる政治を私たちは黙って許すわけにはいきません。貧困家庭の子どもたちが、クラブ活動や塾や進学が可能になるようにしたい。子ども貧困対策は、与野党が一致できるはずです。すべての子どもたちのために、何とぞ、御賛同いただきますようお願い申し上げます。